

令和3管理年度（令和3年1月1日から令和3年12月31日までの期間をいう。）における岩手県の特水産資源の漁獲可能量のうち、まいわし太平洋系群について、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に定める数量を、次のとおり変更する。

特定水産資源	管理区分	採捕に係る水域	管理の手法	知事管理 漁獲可能量	備考
まあじ	全ての 漁業	左記漁業がまあ じの採捕を行う 全ての水域	漁獲量の 総量	現行水準	
まいわし 太平洋系群	全ての 漁業	左記漁業がまい わし太平洋系群 の採捕を行う全 ての水域	漁獲量の 総量	22,230 トン	1,170 トン (5%) を県 の留保とする
さんま	全ての 漁業	左記漁業がさん まの採捕を行う 全ての水域	漁獲量の 総量	2,090 トン	110 トン (5%) を県 の留保とする